

# 高砂市の子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準案について

## 1. 基準条例等制定の必要性

平成27年4月から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」では、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育ての充実を図ることになっている。その中で、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、政省令で定める基準を踏まえて、自治体ごとに条例で定めることとなる。

### 【条例で定める基準】

- A 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案（P 1）
- B 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案（P 7）
- C 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案（P 15）

### 【規則で定める基準】

- D 支給認定（保育の必要性の認定）の基準案（P 19）

条例を定めるに当たっては、政省令で定める基準に従い定めるべきもの（【**従うべき基準**】）と、政省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（【**参酌すべき基準**】）が規定されている。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>必ず適合しなければならない基準</u> 。 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌し、地域の実情に応じて <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。

## 2. 高砂市の考え方

策定にあたっては、概ね国が定める基準案どおりとするが、事業等の質を向上させると見込まれる基準については、一部、国が定める基準に上乘せを行う。

## 3. パブリックコメントの実施

上記の各種基準条例の制定にあたり、下記のとおりパブリックコメントを実施することで、市民から広く意見を求めていく。

**募集期間:**平成26年7月15日(火)から平成26年8月13日(水)まで

**閲覧場所:**子育て支援室、情報公開コーナー、各市民サービスコーナー・市民コーナー、市ホームページ

## A 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となることを希望する、認可された教育・保育施設の施設・事業者からの申請に対して、市町村が各施設・事業の類型に従って利用定員を定め、給付の対象となることを確認する際の基準となるもの。

### 1 利用定員に関する基準 (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
利用定員の設定	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、次のとおりとする。</p> <p><b>【特定教育・保育施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号認定、2号認定及び3号認定の子どもの区分ごとに定める。</li> <li>●保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号認定及び3号認定の子どもの区分ごとに定める。</li> <li>●幼稚園は、1号認定の子どもの利用定員を定める。</li> </ul> <p><b>【特定地域型保育事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定の子どものに係る利用定員を定める。</li> <li>●小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定の子どものに係る利用定員を定める(C型については経過措置あり)。</li> <li>●居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定の子どものに係る利用定員を定める。</li> <li>●事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定の子どものに係る利用定員を定める。</li> </ul> <p>3号認定の子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</p>	従	国の基準どおり
定員の遵守	<p>年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応等、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。</p>	参	国の基準どおり

## 2 運営に関する基準 (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

### (1)利用開始に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
内容・手続の説明、同意、契約	<p>※【従】 教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得なければならない。 事前説明の方法は、パンフレット、説明書等の文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。</p> <p>※【参】 その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	従・参	国の基準どおり
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村の行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従	国の基準どおり
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>※【従】 定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については保護者に明示する。 ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」等に基づく選考。 ・保育認定(2号及び3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。</p> <p>※【参】 支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	従・参	国の基準どおり
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>保護者の受給資格を確認するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用開始に当たって、支給認定証の確認を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。</p>	参	国の基準どおり

(2)教育・保育の提供に関する基準

項目	国の示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>※【従】</p> <p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p> <p>※【参】</p> <p>小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報提供等、連携に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもの心身の状況等の把握に努め、子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な援助を行わなければならない。</p>	従・参	国の基準どおり
子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国の基準どおり
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む。)	<p>①支給認定子どもの平等取扱い:国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>②虐待等の禁止:職員は、支給認定子どもに虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>③懲戒に係る権限の乱用防止:懲戒に関し支給認定子どもの福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	従	国の基準どおり
連携施設との連携(地域型保育事業のみ)	<p>※【従】</p> <p>特定地域型保育事業者は、「保育内容に関する支援」や「卒園後の受け皿」などを行う、連携施設を確保する。居宅訪問型保育事業者は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を確保しなければならない。</p> <p>利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。</p> <p>※【参】</p> <p>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもが卒園後に、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報提供その他連携に努めなければならない。</p>	従・参	国の基準どおり

項目	国の示す基準の内容	従・参	高砂市の 基準案
利用者負担の 徴収(実費徴収 及び上乗せ徴 収を含む。)	<p>※【従】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法に定める利用者負担等の支払いを受け、その上で、それ以外に、実費徴収及び実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>実費徴収及び実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者においてあらかじめ用途や額、理由を明示し、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない。</p> <p>※【参】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなくてはならない。</p>	従・参	国の基準 どおり
利用者に関する市町村への 通知(不正受給 の防止)	<p>教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正行為によって教育・保育の提供を受け、又は受けようとした場合、市町村に対して通知しなければならない。</p>	参	国の基準 どおり
特別利用保育・ 特別利用教育 の提供(定員外 利用の取扱い)	<p>特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育(※)を提供する場合の職員配置、設備及び教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ基準等によることを基本とする。</p> <p>※「特別利用保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から受ける保育をいう。</p> <p>※「特別利用教育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から受ける教育をいう。</p> <p>※「特別利用地域型保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p> <p>※「特定利用地域型保育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p>	従	国の基準 どおり

(3)管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
<b>施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定及び提示</b>	<p>施設又は事業の運営についての重要事項を定めた運営規程の策定及びその概要の提示を行わなければならない。</p> <p>&lt;運営規程&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.施設・事業の目的及び運営の方針</li> <li>2.提供する教育・保育の内容</li> <li>3.職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>4.教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)</li> <li>5.費用に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由及びその額を含む。)</li> <li>6.利用定員(確認制度上の定員設定)</li> <li>7.施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む。)</li> <li>8.緊急時等における対応方法</li> <li>9.非常災害対策</li> <li>10.虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>11.その他施設・事業の運営に関する重要事項</li> </ol> <p>施設・事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項(職員の勤務の体制、利用者負担等)を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	参	国の基準どおり
<b>個人情報保護(秘密保持)</b>	<p>施設・事業の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由がなく、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が必要な措置を講じなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業から他の特定教育・保育施設等、小学校等に対して情報提供をする際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	従	国の基準どおり
<b>事故発生及び事故発生時の対応</b>	<p>事故の発生(再発)防止のため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針整備、分析を通じた改善策の周知体制の整備、委員会及び研修の実施等の措置を講じなければならない。</p> <p>事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな連絡及び措置並びに記録並びに損害賠償を行わなければならない。</p>	従	国の基準どおり

項目	国の示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
評価（事項評価、学校関係者評価及び第三者評価）	自己評価を行い、特定教育・保育の質の改善を行わなければならない。 保護者その他の特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
苦情処理	苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 苦情に関して確認主体である市町村が行う指導等に対し、必要な協力、改善、報告等を行わなければならない。	参	国の基準どおり
会計処理	他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国の基準どおり
記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参	国の基準どおり
管理・運営に関するその他の事項	①勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、資質向上のために、研修機会を確保しなければならない。 ②誇大広告の禁止 その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 ③利益供与等の禁止 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または、收受してはならない。	参	国の基準どおり

## B 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性を生かした下記の事業を認可する際に、設備や運営に関する基準となるもの。

### ①家庭的保育事業

保育事業者の居宅などにおいて、5人以下の0～2歳児に保育を提供する事業。

### ②小規模保育事業

利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児に、保育を提供する事業。保育所分園に近い類型(A型)、家庭的保育に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)の3類型に分類される。

### ③事業所内保育

事業主が主として雇用する従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業。

### ④居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業。

#### 1 家庭的保育事業等の共通事項

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
設置者からの暴力団排除	(国からは示されていない。)	—	暴力団の参入等を排除

※太枠の部分は高砂市独自の基準



2 家庭的保育事業 (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同様。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従	家庭的保育者は保育士とする
職員数	家庭的保育者 1人につき乳幼児3人以下 ※家庭的保育者と家庭的保育補助者2人につき乳幼児5人以下	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等 保育を行う専用の部屋+便所 ※部屋の面積自体は9.9㎡以上必要(3人を超えて保育を行う場合は、その超える乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積以上であること。) 保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を備える	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場 同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上必要		
食事	方法 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備 調理設備		
	職員 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可		
耐火基準等	火災報知機・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可	従	国の基準どおり
連携施設	連携施設の設定が必要 ※一定の経過措置あり	従	国の基準どおり

※太枠の部分は高砂市独自の基準

3-1 小規模保育事業(A型) (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	従	国の基準 どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	従	国の基準 どおり
設 備・ 面積	保 育 室 等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具及び便所を備える。	参	国の基準 どおり
	屋 外 遊 戯 場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
食 事	方 法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準 どおり
	設 備	調理設備		
	職 員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参	国の基準 どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準 どおり
嘱託医		嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可	従	国の基準 どおり
連携施設		連携施設の設定が必要 ※一定の経過措置あり	従	国の基準 どおり

3-2 小規模保育事業(B型) (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	従	国の基準 どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	従	国の基準 どおり
設 備・ 面積	保 育 室 等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具及び便所を備える。	参	国の基準 どおり
	屋 外 遊 戯 場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
食 事	方 法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準 どおり
	設 備	調理設備		
	職 員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	参	国の基準 どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準 どおり
嘱託医		嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可	従	国の基準 どおり
連携施設		連携施設の設定が必要 ※一定の経過措置あり	従	国の基準 どおり

3-3 小規模保育事業(C型) (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従	家庭的保育者は保育士とする
職員数	家庭的保育者 1人につき乳幼児3人以下 ※家庭的保育者と家庭的保育補助者2人につき乳幼児5人以下	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等 満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具及び便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場 屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
食事	方法 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備 調理設備		
	職員 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。(注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具②非常警報器具③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可	従	国の基準どおり
連携施設	連携施設の設定が必要 ※一定の経過措置あり	従	国の基準どおり

※太枠の部分は高砂市独自の基準

#### 4-1 事業所内保育事業(保育所型事業所保育事業:利用定員20人以上)

(※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具及び便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
食事	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可	従	国の基準どおり
	設備	調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。 (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
嘱託医		嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可	従	国の基準どおり
連携施設		連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準どおり

#### 4-2 事業所内保育事業(小規模型事業所保育事業:利用定員19人以下)

(※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目		国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士の割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	従	国の基準 どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人	従	国の基準 どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具及び便所を備える。	参	国の基準 どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
食事	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準 どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合又は連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。(注)追加的事項 ①消火器等の消火器具②非常警報器具③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準 どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準 どおり

#### 4-3 事業所内保育事業における地域枠の児童の受入れについて

(※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

- ・事業所内保育事業を行う者は、下表の定員区分に応じて、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	従・参	高砂市の 基準案
1名～10名	1名～5名	1名	参	国の基準 どおり
	6名・7名	2名		
	8名～10名	3名		
11名～20名	11名～15名	4名		
	16名～20名	5名		
21名～30名	21名～25名	6名		
	26名～30名	7名		
31名～40名		10名		
41名～50名		12名		
51名～60名		15名		
61名～70名		20名		
71名以上		20名		

#### 5 居宅訪問型保育事業 (※)従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の 基準案
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従	家庭的保育者は保育士とする
職員数	家庭的保育者 1人につき乳幼児1人	従	国の基準どおり
連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国の基準どおり

※太枠の部分は高砂市独自の基準

## C 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

事業者が放課後児童健全育成事業を行う際に、設備や運営に関して遵守すべき基準となるもの。

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
設置者からの暴力団排除	(国からは示されていない。)	—	暴力団の参入等を排除
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置</li> <li>・非常災害に対する具体的計画の策定及び訓練の実施等に努めなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>・放課後児童健全育成事業者の職員に対し研修機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設け、支援の提供に必要な設備及び備品等を設えなければならない。</li> <li>・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</li> <li>・専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> <li>・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</li> </ul>	参	<p>国の基準どおり</p> <p><u>ただし、専用区画の面積を全ての施設について1.65㎡とした場合、受入児童数が減少し、待機が出てしまうことから、既存事業者については当面は経過措置を設ける。</u></p>

※太枠の部分は高砂市独自の基準





項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</li> <li>①事業の目的及び運営の方針</li> <li>②職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③開所している日及び時間</li> <li>④支援の内容及び、利用者負担額</li> <li>⑤利用定員</li> <li>⑥通常の事業の実施地域</li> <li>⑦事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待の防止のための措置に関する事項 等</li> </ul>	参	国の基準どおり
備える帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による利用者又はその家族の秘密の漏洩の禁止</li> <li>・職員であった者による利用者又はその家族の秘密の漏洩がないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置等の措置を講じなければならない。</li> <li>・市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善を行わなければならない。</li> <li>・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査へ協力しなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間について平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</li> </ul>	参	国の基準どおり
開所日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所日数について年間250日以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</li> </ul>		
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。</li> </ul>	参	国の基準どおり

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の 基準案
関係機関との 連携	・市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携した支援に 当たらなければならない。	参	国の基準 どおり
事故発生時の 対応	・事故発生時の市町村、保護者等への連絡を行うとともに、必要な措置を 講じなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を行わなければならない。	参	国の基準 どおり
職員の経過措 置	・放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了 した者」に、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を 含める。	従	国の基準 どおり

## D 支給認定(保育の必要性の認定)の基準案

特定教育・保育施設等を利用希望する保護者の申請に対し、支給認定(保育の必要性の認定)を行い、認定証を交付するための基準となるもの。

☆保育の必要性の認定基準・・・国が以下の3点について認定基準を策定

### ①「保育の必要性の事由」

:保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由

### ②「保育の必要量の区分」

:保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分

### ③「優先利用」

:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

項目	国が示す基準の内容	従・参	高砂市の基準案
保育の必要性の認定に係る事由	<p>児童の保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就労 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</li> <li>・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)</li> </ul> </li> <li>2. 妊娠、出産</li> <li>3. 保護者の疾病、障害</li> <li>4. 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護</li> </ul> </li> <li>5. 災害復旧</li> <li>6. 求職活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業準備を含む</li> </ul> </li> <li>7. 就学 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練校等での職業訓練を含む</li> </ul> </li> <li>8. 虐待やDVのおそれがあること</li> <li>9. 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> <li>10. その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</li> </ol>	基準は示されているが、従うべき基準と参酌すべき基準の区分は示されていない	国の基準どおり

項目	国が示す基準の内容		従・参	高砂市の基準案
保育の必要量	保育標準時間	保護者が、月120時間以上の就労等 例)1日6時間×週5日 ⇒1日11時間まで利用可能	基準は示されているが、従うべき基準と参酌すべき基準の区分は示されていない	国の基準どおり
	保育短時間	保護者が、月48～64時間以上の就労等 ※月48～64時間の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める 例)1日4時間×週3日＝週12時間 1日4時間×週4日＝週16時間 ⇒1日8時間までの利用		1日8時間までの利用 <u>(就労時間の下限は、1か月当たり48時間)</u>
優先利用	<p>優先事項の例示については、以下のとおり(実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ひとり親家庭(母子及び寡婦福祉法による配慮)</li> <li>2 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)</li> <li>3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>4 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合(児童虐待防止法による配慮)</li> <li>5 子どもが障害を有する場合</li> <li>6 育児休業明け               <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合</li> <li>・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</li> <li>・1歳まで育児休業を取得し復帰する場合</li> </ul> </li> <li>7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>8 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童               <ul style="list-style-type: none"> <li>※連携施設に関する経過措置</li> </ul> </li> <li>9 その他市町村が定める事由</li> </ol>			国の基準どおり

※太枠の部分は高砂市独自の基準